

「洗淨剤組成物」事件

知財高裁平成24年（行ケ）第10177号事件（平成25年2月27日判決）

<キーワード>

進歩性

【請求項1】

水酸化ナトリウム、アスパラギン酸二酢酸塩類及び／またはグルタミン酸二酢酸塩類、及びグリコール酸ナトリウムを含有し、水酸化ナトリウムの配合量が組成物の0.1～40重量%であることを特徴とする洗淨剤組成物。

<抜粋>

主成分として、水酸化ナトリウム、アミノジカルボン酸二酢酸塩類であるアスパラギン酸二酢酸塩類及び／又はグルタミン酸二酢酸塩類、並びにグリコール酸ナトリウムの3成分を混合した洗淨剤組成物は、それぞれの相乗効果により優れた洗淨性能を有するところ、甲1文献にはこの点について、何らの示唆もない。また、甲2ないし6にも、この点について何の示唆もない。したがって、洗淨剤組成物が上記3成分を主成分とし、それによって、洗淨効果を高める効果がある点では、当業者が予測し得ない効果であると認められ、本件発明1は、甲1文献や甲2ないし6から、当業者が容易に想到し得ないものといえる。のみならず、甲1文献では、グリコール酸ナトリウムについて、グルタミン酸二酢酸のナトリウム塩を高収率で得ることを阻害する二次的反応によって生成された不純物と理解され、金属イオン封鎖剤の金属イオン封鎖力を高める観点からは不要ないし好ましくない成分である旨記載されていた。

そうすると、甲1文献に接した当業者は、グルタミン酸二酢酸のナトリウム塩の収率を高めることを目的として、グリコール酸ナトリウムの生成を抑制しようとする動機付けはあっても、グリコール酸ナトリウムを洗淨剤組成物の必須要素として活用することに想到することはできない。

この点に対し、原告は、グルタミン酸二酢酸塩とグリコール酸ナトリウムを含有する金属イオン封鎖剤組成物OS1を含む洗淨剤組成物は既に知られており、グルタミン酸二酢酸塩にグリコール酸ナトリウムを組み合わせると洗淨効果が上がることを後に確認しても、その効果は、公知の洗淨剤組成物において既に内在しているものであることから、効果の点から本件発明1の進歩性を認めるのは不合理であると主張する。

しかし、以下のとおり、原告の主張は採用できない。

甲1文献には、グルタミン酸二酢酸のナトリウム塩60重量%、グリコール

酸ナトリウム 12 重量%を含有する金属イオン封鎖剤組成物 OS 1 は開示されているが、OS 1 を含む洗浄剤組成物に水酸化ナトリウムが含まれることは開示されていない。本件発明 1（水酸化ナトリウム、アスパラギン酸二酢酸塩類及び／又はグルタミン酸二酢酸塩類、並びにグリコール酸ナトリウムの 3 成分を主成分とする洗浄剤組成物）は、本件特許の優先日前に公知ではなく、本件発明 1 における前記効果が甲 1 文献等公知の洗浄剤組成物から予測できたものとすることはできない点は、前記のとおりである。

以上のとおり、本件発明 1 の洗浄剤組成物は、引用発明 1 b の金属イオン封鎖剤組成物と異なる成分により構成されるものであるが、加えて、本件は、当業者の間では、従来、グリコール酸ナトリウムは、グルタミン酸二酢酸のナトリウム塩を高収率で得ることを阻害する二次的反応によって生成された不純物であると認識されていたことに対して、本件発明 1 では、逆に、グリコール酸ナトリウムを組み合わせることが、洗浄効果を上げるに当たって有益である旨を確認して、必須の構成としたものであり、その点は、本件発明 1 の進歩性を認める上で、参酌されるべき一つの要素となり得るといえる。